

昭和二十八年法律第六十四号

北海道防寒住宅建設等促進法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関係地方公共団体 北海道及びその区域内の市町村をいう。
- 二 防寒住宅 北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する住宅をいう。
- 三 防寒改修 既存の住宅の構造又は設備を北海道の気象に適するように防寒的なものとするをいう。

(国の責務)

第三条 国は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるように努めなければならない。

(試験研究及び普及事業に対する国の援助)

第四条 国は、防寒住宅の建設又は防寒改修に関し、左に掲げる事業を行う関係地方公共団体に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第十六条(補助金の交付)の規定に基く補助金を交付することができる。

- 一 試験研究
- 二 巡回指導、資料の展示、出版物の配布、講習会の開催その他の普及事業
- 三 技術者又は技能者の養成又は研修

(補助金の交付の手続)

第五条 前条の規定により国の補助金の交付を受けようとする関係地方公共団体は、国土交通省令の定めるところにより、事業の計画書及び経費見積書を添えて、補助金交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを当該関係地方公共団体に通知しなければならない。

3 市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を国土交通大臣に提出する場合及び国土交通

大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においては、それぞれ北海道知事を経由してしなければならない。

4 前項の規定により道が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(補助金の返還等)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定により国の補助金の交付を受ける関係地方公共団体が当該補助に係る試験研究若しくは普及事業を行わず、又は当該補助金を補助の目的以外に使用したときは、当該関係地方公共団体に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告)

第七条 国又は地方公共団体が北海道の区域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするように努めなければならない。

(報告)

第八条 国土交通大臣は、技術革新の進展、エネルギー事情の変動その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、北海道知事に対し、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について報告を求めることができる。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするに必要があると認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年五月一日法律第八七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十年七月三〇日法律第九八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三十二年四月一日法律第四九号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月三十一日法律第三〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年二月二五日法律第一八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日以降に発生した災害から適用する。

附 則 (昭和三十六年三月三〇日法律第一六〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年三月二二日法律第一六〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第八条の二第二項の規定は、住宅金融公庫が昭和三十六年六月一日以後に資金の貸付けの申込を受理したものから適用し、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込を受理したものである。なお、従前の例による。

附 則 (昭和三十八年四月一日法律第七九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月二七日法律第一一号) 抄

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三十一日法律第二九号) 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十一年三月三十一日法律第二六号) 抄

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年七月一日法律第五七号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十四年七月一六日法律第六二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年五月二八日法律第八〇号) 抄

1 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年五月二二日法律第三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年五月一五日法律第二九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一九日法律第七〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に対し同法第二十一条第一項の表一の項区分の欄に規定する政

令で定める貸付金及びこの法律による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する政令で定める貸付金に係る住宅の総戸数の占める割合については、一割を超えることとならないようにしなければならない。

附則（昭和五三年四月一四日法律第二四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 住宅金融公庫の貸付金の償還期間に關しては、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したもについては、なお従前の例による。

附則（昭和五七年四月二六日法律第三四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 住宅金融公庫の貸付金の金額の限度、利率、償還期間及び据置期間に關しては、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したもについては、なお従前の例による。

附則（昭和五八年二月一〇日法律第三八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

5 この法律の施行の日前に発行された改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第二項に規定する住宅金融公庫宅地債券（以下この項において「宅地債券」という。）に關し必要な事項（宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）に係る改正前の住宅金融公庫法第三十五条の二第二項に規定する特別の定め並びに宅地債券に係る公庫の予算及び決算に關し必要な事項を含む。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

の申込みを受理したもを含む。）については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五八年二月一〇日法律第三八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

5 この法律の施行の日前に発行された改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第二項に規定する住宅金融公庫宅地債券（以下この項において「宅地債券」という。）に關し必要な事項（宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）に係る改正前の住宅金融公庫法第三十五条の二第二項に規定する特別の定め並びに宅地債券に係る公庫の予算及び決算に關し必要な事項を含む。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月二日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

5 この法律の施行の日前に発行された改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第二項に規定する住宅金融公庫宅地債券（以下この項において「宅地債券」という。）に關し必要な事項（宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）に係る改正前の住宅金融公庫法第三十五条の二第二項に規定する特別の定め並びに宅地債券に係る公庫の予算及び決算に關し必要な事項を含む。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

の法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則（昭和六〇年四月二七日法律第二八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

附則（昭和六三年四月二日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に係る部分に限る。）は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもから適用する。

附則（平成四年六月二六日法律第八二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

附則（平成七年三月二三日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

附則（平成八年三月三十一日法律第二二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

3 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

4 新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するもの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十一条の改正規定を除く。)、第十二条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第十五条第三項の改正規定を除く。))の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年七月六日法律第八二

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年四月一日法律第三〇

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条の規定(住宅金融公庫法第十七条第八項の改正規定を除く。)並びに第五条並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。